

派遣求人については、派遣先が確定しており、派遣就業のための具体的な雇用関係の成立が見込まれるものに限って、求人受理の対象となります。

派遣求人をお申し込みする際は以下にご注意ください。

I 就業場所の所在地と名称の明記

就業場所の欄に派遣先の所在地と名称の明記が必要です。

職業安定法第5条の3及び職業安定法施行規則第4条の2により求人票に就業場所を明示する必要があるため、**派遣先の所在地と名称を明記**してください。

II 派遣先への電話確認

派遣先に確認の電話をします。

雇用関係の成立の見込みのない求人を防止するため、派遣契約の内容について、**派遣先責任者に確認の電話**をします。

派遣先事業所にも、ハローワークから派遣内容を確認する電話があることをお伝えください。

電話確認をするため、求人の公開に数日間要することとなります。

～ 派遣求人申し込み時に必要なもの ～

求人者マイページからお申し込みいただいたあと、以下のすべてをご提出ください。

- ① 労働者派遣個別契約書（労働者派遣法第3章第1節「労働者派遣契約」に基づく労働者派遣契約書）
- ② 派遣求人のお申し込みにかかる確認書

【お問い合わせ先】

ハローワーク瀬戸 求人担当

TEL : 0561-82-5123

setokyujin@mhlw.go.jp

愛知労働局株式会社(派遣元)は、株式会社ハローワーク(派遣先)に対し、次の条件のもとに、労働者派遣を行うものとする。

派遣先事業所 (名称・所在地) 株式会社ハローワーク 名古屋支社 名古屋市中村区〇-〇-〇番地 (電話) (052) 000-0000	
就業場所 (注)派遣元事業主が派遣労働者と連絡が取れるように、所属部署及び電話番号も併せて記載 (名称・所在地) 株式会社ハローワーク 名古屋支社 豊田工場 豊田市西町〇-〇-〇番地 (部署) 製造部 情報機器課 部品製造係 (電話) (0565) 00-0000	
派遣労働者を無期雇用派遣労働者又は60歳以上の派遣労働者に限定するか否かの別 <input type="checkbox"/> 無期雇用派遣労働者に限定 又は 60歳以上の派遣労働者に限定 <input checked="" type="checkbox"/> 限定なし	
派遣労働者を協定対象労働者に限定するか否かの別 <input type="checkbox"/> 協定対象労働者に限定 <input checked="" type="checkbox"/> 限定なし	派遣人員 2人
業務内容 (注)できる限り詳細に記載。なお、日雇派遣の例外業務にあたる場合は号番号を記載【記載例(第●号業務)】 情報機器の部品の製造を行う業務	
業務に伴う責任の程度 (注)業務に伴って行使するものとして付与されている権限の範囲・程度等 <input type="checkbox"/> 付与される権限なし <input type="checkbox"/> 付与される権限あり：副リーダー(部下2名 リーダー不在時の間における緊急対応が週一回程度あり)	
組織単位(組織の長の職名) (注)業務としての類似性や関連性がある組織であり、かつ、組織の長が業務の配分や労務管理上の権限を有しているもの 情報機器課 (情報機器課長)	
指揮命令者 (部署) 製造部情報機器課部品製造係 (役職) 部品製造係長 (氏名) ●●●● (電話) (0565)00-0000内線000	
派遣期間 令和5年4月1日から令和6年3月31日	就業日 (注)派遣先カレンダーによる場合は、「別添カレンダーによる」と記載しカレンダーを添付 月～金(祝日、年末年始12/29～1/3、夏季休業8/13～8/16を除く。)
就業時間及び休憩時間 (注)シフト制による場合は、「別添シフト表による」と記載しシフト表を添付 9時00分から18時00分 (休憩時間12時00分から13時00分までの60分間)	
就業日外労働及び就業時間外労働 (注)派遣元事業主が届出している「時間外労働 休日労働に関する協定届」の範囲内であること 上記就業日以外の就労は、月2日まで、上記就業時間外の労働の限度は、1日5時間 月36時間 年360時間までとする	
製造業務専門派遣先責任者 (注)製造業務でない場合は、通常の「派遣先責任者」とすること (部署) 製造部情報機器課 (役職) 情報機器課長 (氏名) ★★★★★ (電話) (0565) 00-0000内線000	
製造業務専門派遣元責任者 (注)製造業務でない場合は、通常の「派遣元責任者」とすること (部署) 派遣事業部 (役職) コーディネーター (氏名) ▼▼▼▼ (電話) (052) 000-0000	
安全及び衛生 (注)派遣労働者が業務遂行するに当たっての安全・衛生を確保するための必要事項を記載 派遣先事業所はさまれ災害を防止するため、光線式安全装置と両手操作式安全装置を併用する。また、防音保護具を支給する。	
就業場所 (注)派遣元事業主が派遣労働者と連絡が取れるように、所属部署及び電話番号も併せて記載 派遣先は、本契約に基づく労働者派遣に係る派遣労働者に対して、診療所・レクリエーション施設等の利用及び制服を貸与することとする。	
<input type="checkbox"/> 無期雇用派遣労働者に限定 又は 60歳以上の派遣労働者に限定 <input checked="" type="checkbox"/> 限定なし 派遣先が派遣終了後、当該派遣労働者を雇用する場合、その雇用意思を事前に派遣元へ示すこととする。	
派遣労働者を協定対象労働者に限定するか否かの別 <input type="checkbox"/> 協定対象労働者に限定 <input checked="" type="checkbox"/> 限定なし	派遣人員
業務内容 (注)できる限り詳細に記載。なお、日雇派遣の例外業務にあたる場合は号番号を記載【記載例(第●号業務)】 情報機器の部品の製造を行う業務	
業務に伴う責任の程度 (注)業務に伴って行使するものとして付与されている権限の範囲・程度等 <input type="checkbox"/> 付与される権限なし <input type="checkbox"/> 付与される権限あり： 派遣先及び派遣元は、労働者派遣契約の契約期間が満了する前に派遣労働者の責に帰すべき事由によらない労働者派遣契約の解除を行った場合には、派遣元の合意を得ることは、派遣先が派遣終了後、当該派遣労働者を雇用する場合、その雇用意思を事前に派遣元へ示すこととする。	
指揮命令者 (部署) 製造部情報機器課部品製造係 (役職) 部品製造係長 (氏名) ●●●● (電話) (0565)00-0000内線000	
派遣期間 令和5年4月1日から令和6年3月31日	就業日 (注)派遣先カレンダーによる場合は、「別添カレンダーによる」と記載しカレンダーを添付 月～金(祝日、年末年始12/29～1/3、夏季休業8/13～8/16を除く。)
就業時間及び休憩時間 (注)シフト制による場合は、「別添シフト表による」と記載しシフト表を添付 9時00分から18時00分 (休憩時間12時00分から13時00分までの60分間)	
就業日外労働及び就業時間外労働 (注)派遣元事業主が届出している「時間外労働 休日労働に関する協定届」の範囲内であること 上記就業日以外の就労は、月2日まで、上記就業時間外の労働の限度は、1日5時間 月36時間 年360時間までとする	
製造業務専門派遣先責任者 (注)製造業務でない場合は、通常の「派遣先責任者」とすること (部署) 製造部情報機器課 (役職) 情報機器課長 (氏名) ★★★★★ (電話) (0565) 00-0000内線000	
製造業務専門派遣元責任者 (注)製造業務でない場合は、通常の「派遣元責任者」とすること (部署) 派遣事業部 (役職) コーディネーター (氏名) ▼▼▼▼ (電話) (052) 000-0000	
安全及び衛生 (注)派遣労働者が業務遂行するに当たっての安全・衛生を確保するための必要事項を記載	
①派遣先における(1)記載の者が苦情の申出を受けたときは、ただちに派遣先責任者へ連絡することとし、当該派遣先責任者が中心となって誠意をもち、迅速かつ適切な処理を図ることとし、その結果について必ず派遣労働者に通知することとする。 ②派遣元における(1)記載の者が苦情の申出を受けたときは、ただちに派遣元責任者へ連絡することとし、当該派遣元責任者が中心となって誠意をもって、遅滞なく、当該苦情の適切かつ迅速な処理を図ることとし、その結果について必ず派遣労働者に通知することとする。 ③派遣先及び派遣元は、自らでの解決が容易であり、即時に処理した苦情の他は、相互に遅滞なく通知するとともに、密接に連絡調整を行いつつ派遣先が派遣労働者を雇用する場合の紛争防止措置	

派遣労働者の雇用の安定を図るために必要な措置

(1) 労働者派遣契約の解除の事前の申入れ 派遣元

(2) 派遣先における就業機会の確保 派遣先

R0503